テーマ 自然災害からの復旧・復興における都市自治体の対応

観光危機管理のジレンマ -5つの視点と「公的なもの」-

日本都市センター研究員 中川 豪

令和 5(2023)年度以降、都市は本来の姿を取り戻し、住民・来訪者・自治体職員に「活動」の場を提供している。今日、令和 2(2020)年度~令和 4(2022)年度まで開催を延期・中止していた自治体主催の地域イベントが再開している。本稿では、観光・危機管理・自治体・住民・来訪者という 5 つの視点から観光と危機管理が両立可能であるかを分析する。設定は人口 20 万人の地域において、自治体が主催する大型花火大会開催日に巨大地震(マグニチュード 8 以上)が発生し、20 分後に津波が到達する場合、すべてのアクターが合理的な行動を取れば、この危機を回避できるかというものである。5 つの視点、そのすべてが交わる瞬間、一体何が起きるかを考察してみたい。

1 観光の視点

平成 18 (2006) 年度に制定された「観光立国推進基本法」(22条)では、「国は、観光旅行の安全の確保を図るため、国内外の観光地における事故・災害¹等の発生の状況に関する情報の提供、観光旅行における事故の発生の防止等に必要な施策を講ずるものとする」としている。これに対して、自治体が制定した条例では、同年度に広島県が「ひろしま観光立県推進基本条例」(19条)において、「県は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光における事故の発生の防止等に必要な施策を講じるものとする」とした。以降、表1のように、条例において観光と危機管理を両立する取組みが推奨されている。

もっとも、都道府県レベルで観光振興に関する条例を制定しているのは 47 都道府県のうち 35 自治体であるが、災害・事故等、危機管理に関する文言が記載されているのは表1の8自治体に留まっている。また、市区町村レベルにおいても観光振興に関する条例において、危機管理に関する文言を記載してい

表 1 観光振興 (危機管理を含む) に関する都道府県 条例一覧

自治体	条例	公布年月日
広島県	ひろしま観光立県 推進基本条例	2006年12月26日
新潟県	新潟県観光立県推進条例	2008年12月26日
鹿児島県	観光立県かごしま 県民条例	2009年3月27日
徳島県	もてなしの阿波とくしま観光 基本条例	2009年6月25日
神奈川県	神奈川県観光振興条例	2009年10月16日
和歌山県	和歌山県観光立県 推進条例	2009年12月24日
三重県	みえの観光振興 に関する条例	2011年10月20日
山梨県	おもてなしのやまなし 観光振興条例	2011年12月22日

(出所) 一般財団法人地方自治研究機構

るのは少数派となっている。このことから推測できることは、おそらく、多くの自治体で観光と危機管理を別分野と捉え、その接合点を繋ぎ合わせる取組

¹ 災害研究においては、災害と戦争・紛争を明確に分けて前者を定義している。前者は同意された向社会的行動によって特徴づけられるが、後者は混乱を長引かせることで加担者が得る利益によって特徴づけられる(ザック 2020:11-14)。

みをしていないのではないだろうか。

観光は学際的な側面があり、様々な分野からアプローチがされてきた。例えば、観光政策と文化政策²の関係性がそれに該当しよう。観光そのものを自治体における政策の枠組みに入れた場合、文化政策との共生が図られる。京都府京都市・石川県金沢市の観光政策はまさに文化政策と共生することにより推進力を増している。これら2つの都市へ赴く観光客は非常に多い。特に、東海道新幹線・北陸新幹線を利用して関東圏から多くの観光客が来訪している。京都市・金沢市には多くの文化遺産が存在する。これらの文化遺産は京都駅・金沢駅からアクセスがよく、レンタカーを借りずとも公共交通機関あるいは徒歩で見て回ることができる。

古き良き日本の文化と建築様式を残した建造物は多くの来訪者を魅了し、口コミ等によって新しい来訪者がおのずと増加している。他方、これら2つの都市へたどり着くまでには幾つかの都市を通過しており、関東圏から出発したとすれば、より近くにアクセスのよい都市が存在する。それにもかかわらず、これら2つの都市へと赴く来訪者が後を絶たないのは、京都市・金沢市の観光政策と文化政策が共生し、上手く機能しているからと考えられる。

別の側面として、観光政策は経済政策(特に地域経済)と共生しており、「稼ぐ文化」ともいわれる(藤野 2020:64)³。自治体による観光政策(プロモーション等)は地場産業の繁栄を担っており、来訪者の購買意欲を促進することで地場産業を守ってきた。金沢市に位置する兼六園では、毎年、雪が降りはじめる前に職人が「雪吊り」を行い、樹木の枝が折れないようにしている。この作業は本来、樹木が雪の重さに耐えられるようにすることが目的であるが、現在では冬の風物詩となり、来訪者が金沢市・兼六園に赴く理由の1つになっている。その他、金沢市には石川県・金沢市が管理・運営している美術館が多く設置されており、金沢 21 世紀美術館は多くの来

訪者で賑わっている(平田 2020)⁴。来訪者から入園料を徴収することにより、美術館・兼六園の維持費・管理費へ充当することができる。また、文化政策は施設内を管理・運営する職員・職人、そして職人が使用している道具を扱う事業者に対しても経済的効果を与えている。こうした1つ1つの連鎖がその地域の観光政策・文化政策・経済政策に影響を与えるため、観光そのものが複合的な要素を持つことになる。

しかしながら、これだけ学際的・複合的な要素を 持つ観光が、なぜか危機管理政策と交わろうとしないのである。その一要因は、観光政策・文化政策・ 経済政策はそれぞれが近い属性を持っており、危機 管理政策だけがそれらと異なっていることである。 文化遺産は儚さとその美しさによって、来訪者を魅 了してきた側面があり、建築の3大要素である「用 (機能性)」「強 (安全性・耐久性)」「美 (美しさ・ デザイン性)」のうち、「美」を追求してきた傾向が ある。このため、危機管理政策と属性が近い「強」 の部分に必ずしも比重が置かれてこなかったのが、 観光なのではなかろうか。

2 危機管理の視点

今日の危機管理政策は「災害対策基本法」の成り立ちと非常に関連性が高い。「災害対策基本法」制定の契機となった「伊勢湾台風(1959年)」では、当時、住民にとって重要な情報源であったラジオ放送が大規模停電により機能しなかった。この現象は、今後発生が予想されている「南海トラフ地震」「首都直下型地震」でも起きる可能性がある。災害発生時には、正確な情報発信・共有が重要になってくるため、大規模停電が発生するか否かが生死の境となるかもしれない。

大型花火大会開催日に巨大地震・大規模停電が発生した場合、おそらく住民は既知の情報を頼りに避難を開始するだろう⁵。他方、来訪者はそうはいか

² 文化政策は住民・来訪者に知識及び趣味につき自己発達の機会を与える (藤野 2020:36)。

³ 藤野一夫は自治体による文化政策が「心の豊かさ」よりも「物の豊かさ」を重視していることを懸念しており、文化政策の本来の 意味が根本的に変質したとしている(藤野 2020:64)。

^{4 2000} 年代までの金沢市は兼六園という1つの文化施設に頼っていたが、国内外の来訪者数が減少していた。しかし、金沢21世紀美術館が開設されたことで、新しい文化的魅力を創造し、来訪者のV字回復に成功している(平田2020:85)。

⁵ 住民が避難訓練等を通して、指定避難場所等の情報を既に知っていると想定している。

ない。来訪者は基本的に指定避難所の場所を知らな いため(事前に調べていないため)、住民とは異な る避難行動を取る可能性がある。来訪者のイレギュ ラーな避難行動と不正確な情報発信・共有にどう対 応するか、また、誰が対応するかは事前に入念な 準備が必要となる。例えば、表2のように A(指 定避難所)·B(花火大会開催場所)·C(居住地域) があり、すべての地点が海沿いに面しているとする。 A は海抜 50m・B は海抜 5m⁶・C は海抜 0m 地帯に 位置するとする。また、B地点には花火大会に参加 している住民・来訪者・自治体職員がおり、Cの 地点には住民がいるとする。ここでは、C 地点~B 地点が徒歩 10 分 ⁷、B 地点~ A 地点が徒歩 10 分の 距離にあるとした場合、C 地点~ A 地点が徒歩 20 分となり、地震発生から20分後に到達する津波を なんとか回避できるとする⁸。

表 2 指定避難所までの経路



(出所) 筆者作成

この場合、C地点にいる住民にとって最善の行動は、避難訓練通りに想定されている津波到達時間よりも前にA地点への避難を完結することである。また、大規模停電によって正確な情報を獲得できない状況に陥ったとしても、既知の情報を頼りにすれば想定内の時間で避難できるはずである。しかしながら、この時、新しくイレギュラーな問題はB地点で発生する。B地点には花火大会に参加している住民・来訪者・自治体職員がいるが、情報が遮断されているなかで、来訪者はA地点へ避難するだろうか。避難誘導において、イベント主催者側である自治体職員の役割は重要であるが、大規模停電に

よってマイク等を使用できず、さらに、人口⁹に近い来訪者が訪れている場合、自治体職員は避難訓練等で想定していた倍程度の人々を A 地点まで誘導しなくてはならないことになる。

この状況下では、より深刻な問題の発生が予想さ れる。それが、B地点にいた来訪者がC地点に避 難し、C地点~A地点(B地点を経由)を目指し ている住民の避難行動を妨げることである。例えば、 満員電車から降りた駅のホームを想像してほしい。 すべての乗客が、自身が目指している出口と全く同 じ方向に歩いてくれれば円滑に移動できるが、実際 そうはいかない。乗客はそれぞれ別の出口を目指し ており、進行方向が異なっている。駅のホームとい う限られた空間では、横移動ができず、身動きが取 れないこともある。また、情報を得ようと立ち止まっ て携帯電話を操作する人々や「歩きスマホ」をする 人々もいる。この場合、想定した時間内に目的地に 到着できないことがある。それと同様かそれ以上に イレギュラーなことが、巨大地震・大規模停電が発 生した場合に起こるのである。津波の避難行動は決 して単純かつ直線的なものではない。一直線に高台 を目指している動線だけではなく、実際には数多く の動線が存在する(田中 2019:54)。また、倒れた 電柱・倒壊した壁が道を塞ぎ、避難行動に影響を与 えることがある(立谷2017:17)。

このように、イベント主催者側の自治体は、住民のみならず、来訪者をどのように扱うかを危機管理政策のなかで考える必要があろう。しかしながら、都道府県レベルで危機管理に関する条例を制定しているのは 47 都道府県のうち 22 自治体であり、危機管理に関する住民の責務あるいは役割の文言が記載されているが、来訪者に関する文言が記載されているのは「千葉県防災基本条例」のみであった 10。また、この条例においても県・市町村・住民・事業者・自主防災組織の責務・役割を明確にしているが、来訪

⁶ 大型花火大会が海沿いで開催されることを想定している。

⁷ 基本的な防災マニュアルでは、「津波からの避難には自動車利用禁止」と記載されている (田中 2019:37)。このため、本稿では、 避難者全員が徒歩で避難することを想定している。

⁸ 平成23 (2011) 年3月11日に発生した東日本大震災では、津波が防災計画で避難所に指定された場所まで到達した (田中2019: 36)。本稿の設定では、指定避難所がある A 地点までは津波が到達しないとしている。

⁹ 人口20万人の地域を想定している。

¹⁰ 最終閲覧日: 令和6(2024) 年7月17日。

者の責務・役割は不明確であった。条例のみならず 防災計画において、災害発生時に住民・自治体職員 とともに避難する来訪者の責務・役割を明確にする 必要があるのではないだろうか。

3 自治体の視点

大型花火大会開催日に、危機管理に精通している自治体職員が B 地点にいるとは限らない。イベント開催の場合、危機管理に携わっていない自治体職員が参加していることが多いだろう ¹¹。理由の1つは、花火大会を企画・運営しているのがほとんどの場合、観光課であり、危機管理課ではないことである。このため、イベント等の問い合わせは観光課に配属されている自治体職員が対応することになる。現状の自治体組織運営では、観光課と危機管理課が交わる体制が取られておらず、そもそも、観光危機管理課を設置している自治体は稀有である ¹²。規模の小さな自治体では、危機管理課を設置しておらず、総務課職員が危機管理政策に携わっている場合もある。

ヒアリング調査を行った自治体のなかには、水害・火山災害等、定期的に災害が発生する地域であっても、観光危機管理課のような部・課・係はなく、分離した組織運営となっていた。このため、花火大会・祭り等、地域イベントを開催し、多くの来訪者が訪れるような日であっても、その日に向けて観光課・危機管理課の協働がほとんどみられないのが現状である。こうした自治体では、地域イベント開催にあたり、「緊急対応マニュアル」等を作成しているものの、災害発生時の避難経路等が明記されていない場合や、イベントに参加している来訪者への対応が明記されていない場合がほとんどだという。このため、イベント開催中の災害発生時に活用できるレベルになっていない現状がある。

今日の自治体はあらゆるステークホルダーと関わらなくてはならず、そこで生まれる利害関係を無視することはできない。ペリー(Perri 6)が提唱した「ホリスティックガバンス(holistic governance)

の考え方は、様々なアクター・ステークホルダーが 関与する分野では、自治体の意向だけで政策を立案・ 実施できないことを示している (Perri 6 2002)。例 えば、自治体の観光課と観光協会の関係がそれにあ たる。前者と後者は連携しながら地域の観光政策を 実施しており、後者は前者以上に自治体の危機管理 課との関係性が希薄となりやすい。また、ヒアリン グ調査の結果、観光政策では、その地域のポジティ ブな部分を全面的に押し出すようなプロモーション が重要とされ、災害等、危機管理分野のネガティブ な部分はなるべく表現しないようにするのが組織内 の共通認識になっていることがわかった。確かに、 今日の「シティプロモーション」「コンテンツツー リズム」ではその地域のポジティブな部分に焦点が 当てられており、近年ようやく「オーバーツーリズ ム」の問題がマスメディア等を通して拡散されるよ うになった。観光協会もまた、地場産業を筆頭に、 観光業を営む事業者との関係性があり、その意向を 汲まなくてはならない。花火大会等の地域イベント は意図的に住民・来訪者を局地的に集中させ、危機 管理・災害対策の脆弱性を高める可能性があるが、 その日に発生するかどうか不明確な災害への対応の ために、毎年開催している地域イベントを延期・中 止することはできないであろう。このため、自治体 の観光課は観光協会のみならず、後者と関係性があ るステークホルダーのことを考慮しなくてはならな い実情がある。すなわち、自治体における観光・危 機管理政策の立案・実施は、観光課と危機管理課間 の意思疎通だけで決まるものではないといえる。

4 住民の視点

花火大会・祭り等、地域イベントを心待ちにしているのは来訪者だけではない。その地域の住民もその1人である。住民の場合、ただ参加するだけでなく、20代~30代の住民のなかには地域の青年団に加入し、地域イベントの企画・運営に直接携わっている者もいる。また、40代以降の住民もまたかつて青年団の一員として地域イベントに携わった経験

¹¹ B 地点に危機管理課の自治体職員がいた場合でも、C 地点にいる災害弱者の住民の避難を優先的に手助けすることも考えられるので、B 地点~ A 地点に自治体職員が集結するとは限らない。

¹² 沖縄県では、沖縄県庁を筆頭として、観光危機管理課と同様の組織運営をしている自治体が存在する。

を持ち、毎年、何かしらの形で参加しているということも珍しくない。地域イベントは住民の「シビックプライド」を醸成しながらアイデンティティを確立するだけでなく、民主主義の基盤となっている(片山 2022)。すなわち、地域イベントは来訪者の効用を満たすためだけに開催されるわけではなく、住民・自治体職員・事業者が協働する場を提供し、地域を一体化させる力を持っているのである(中川 2023)。

毎年10月に愛媛県西条市で開催される「西条まつり」はその最たる例である。「西条まつり」は西条市の住民のみならず、現在は市外・県外に居住している人々が帰省を兼ねて参加する地域イベントである。イベント参加者のなかには、年末年始には帰省しなくても、「西条まつり」の時期には必ず帰省する人も多く、イベント開催によって、故郷の人々の結束を強くしている。祭りの最後には河川敷に約80台のだんじり・神輿が集結し、「川入り渡御」が行われる。この光景を見るために住民・来訪者が集まり、同じ時間を過ごすのである。

「住民自治」の観点からも、住民による地域イベントへの参加は重要である。住民は地方自治を実現するうえで根幹的な役割を果たしている(三谷2009:26)。そして、その地域の政(まつりごと)に参加することは、住民として当然の権利であり、地域を一体化させる重要な過程といえよう。「住民参加」では、参政権をはじめ、住民の政治参加(選挙権・条例制定改廃請求権・事務監査請求権・議会解散請求権等)に焦点が当てられる機会が多い。しかしながら、「住民参加」とは、「一般的には住民が地方政治や地方行政に何らかの形で主体的に参加する、関わる、という意味で用いられる」のである(三谷2009:36)。すなわち、参政権を持たない若い世代であったとしても、地域イベントへの参加は「住民参加」の一種であると捉えることも可能であり、

気軽に参加できる地域イベントが「住民参加」であり、地域貢献の初歩と考えることもできよう。今日の観光政策・文化政策・経済政策は、自治体及び自治体職員のみで完結することは難しい。それらの政策立案・実施過程に住民が加わることによって、真に地域に貢献する政策が生まれる可能性がある。

危機管理からの視点でいえば、住民は来訪者より もその地域のことをよく知っているが、災害・危機 管理に精通しているわけではない。むしろ、来訪者 よりも地域のことを知っていることで避難行動が遅 れることもある。巨大地震発生時に懸念されるのが、 災害心理学の領域で考察されてきた「正常性バイア ス (normalcy bias) ¹³」「確証バイアス (confirmation bias) ¹⁴」等、バイアスの発生である(矢守 2009; 菊地 2018)。例えば、平成 23(2011)年 3 月 11 日 に発生した東日本大震災おいて、福島県相馬市長・ 立谷秀清氏は住民に対して、「ハザードマップのレ ベルではない。とにかく高台へ逃げてくれ」と祈る 気持ちだったという。その理由は、相馬市の記録に 残っている限り、相馬市の地域では明治時代以降、 津波による死者が出ていなかったためである。つま り、海岸部の住民に津波に対する強い恐怖感がなく、 バイアスによる判断・行動の遅れが起こることを懸 念していたのである。事実、相馬市では海岸部を中 心に 458 名の死者を出した。なかには、第1波を回 避したにも関わらず、引き波に油断して自宅に貴重 品を取りに戻る最中に第2波にのまれた住民もいた (立谷 2017:18-20)。このように、何かあったとき には自治体(行政)が助けてくれるという意識が、「自 助」の意識を弱めることがある(中邨 2020:49-51)。

5 来訪者の視点

大型花火大会開催日に巨大地震が発生した場合、 最も脆弱な立場に置かれるのが来訪者である。来訪

^{13 「}正常性バイアス」あるいは「正常化の偏見」は、①異常事態を告知する現象(火災警報・前兆現象)を日常的枠組みへ押し込み、 異常性を黙殺してとらえようとする傾向(文脈的体制化)、②極度に大きな危険の存在が告知されても、その危険が人々の対応能力 を遥かに越え、かつ、危険性の告知に曖昧性がある場合、心的緊張状態を解消するために曖昧性が許容する範囲で危険性を低くする 傾向(心理的均衡回復過程)から定義されている(矢守 2009:137)。

^{14 「}確証バイアス」は、①人々が現在持っている信念・理論・仮説を指示し、確証する情報を求め、反証となる証拠の収集を避ける傾向であり、②人々の知覚・記憶を含めた広域的な認知で一貫してみられる認知活動を支える基本的バイアスである。たとえ、最初の仮説が間違っていたとしても、それを強化する働きがある(菊地 2018:17)。

者は自らの効用を高める目的でその地域に赴いた存 在である。令和6(2024)年1月1日(元日)に発 生した「能登半島地震」は、特別な日に予期せぬ災 害が発生した場合、普段以上に危機管理・防災対策 の脆弱性が高まることを証明した。そして、この現 象は地域イベント開催時にも同様に発生する可能性 があり、その地域の特性・避難経路に無知な来訪者 が犠牲となりやすい。指定避難所があるA地点の 存在を知らない来訪者が、どのような行動を取るの かを予想することは難しい。想定したように、一定 数の来訪者が A 地点ではなく、居住地域の C 地点 へ避難し、住民の避難行動を妨げる可能性も否定で きない。もっとも、危機管理に関する条例において は、来訪者の責務・役割は不明確であり、住民・自 治体職員にとってイレギュラーな来訪者の避難行動 は責めに帰すべき事由とはいえない現状がある。

来訪者の消費行動は訪れる地域(特に経済分野) に貢献してきた。地域イベントへの参加のために訪 れた来訪者は、その地域の宿泊施設を利用するだけ でなく、奢侈品を購入することがある。こうした消 費行動は地場産業の「内発的発展」を促している(多 田 2022)。コロナ禍では、観光業に従事する地場産 業が、来訪者の消費行動の影響を受けることが顕著 に証明されたはずである。また、地域イベントは多 くの来訪者が見込めることで継続的に開催されてい る側面がある。このことを考慮すると、観光を基幹 産業としている地域では、地域発展に来訪者は不可 欠な存在である。すなわち、危機管理からの視点で は、来訪者は住民の避難行動を妨げうる存在かもし れないが、観光からの視点では、地域経済に貢献す る最重要アクターといえる。このため、自治体は、 来訪者の存在・役割を考慮した観光・危機管理のあ り方を問われるのである。

1つ懸念点をあげるとすれば、来訪者側の「平和慣れ」である。国外旅行であれば、入念に訪問先の治安・災害等を調べることもあるが、国内旅行ではそれを怠ることがある。この考え方が非常時行動をより限定的にしてしまうのである(尾島 1997)。来訪者は赴く地域の観光については詳しくなるが、危機管理についての知識は持ち合わせていない。危機

管理の中身を高度化するには、意識・認識・知識・ 組織の「4 識」が重要になる(中邨 2020:20)しかし、 来訪者はそれらすべてを満たすことができない存在 である。

表3 資金と「4識」充実のための訓練

	資金が要らない施策	資金が必要な施策
短期的効果	シミュレーション訓練	科学技術の導入
長期的効果	組織編制・指揮命令系統の整備	まちづくり

(出所) 中邨 (2020:20)

少なくとも、資金を必要とせず、短期的効果が期待できる「シミュレーション訓練」は来訪者に向けた危機管理政策として有効であろう。来訪者は訓練を通して「災害イマジネーション ¹⁵」を習得し、いざという時の心構え(「意識」「認識」「知識」の「3知識」)をすることができる。課題となるのは、観光と危機管理という狭間において、自治体が来訪者に向けた「シミュレーション訓練」を積極的に実施するか、ということである。観光からの視点ではネガティブな効果をもたらす可能性がある施策を、自治体は本当にできるのであろうか。

6 「社会的ジレンマ」と5つの視点

これまでに、観光・危機管理・自治体・住民・来 訪者という5つの視点から、大型花火大会開催日に 巨大地震が発生した場合、どのような問題が顕在化 するかを検討した。しかしながら、1つずつの視点 を切り分けて考察すると、どの視点にも合理性があ ることに気付かされる。そして、その地域の持続的 発展を考えるうえでは、5つの視点に登場する全て のアクターが重要な役割を担っている。他方、観光 と危機管理が融合した観光危機管理の視点から見た 場合、課題が山積みとなる。何よりも巨大地震発生 後、20分後に到達する津波を回避する手立てをイ メージできない。

それまですべてが合理的に機能していたことが、 すべて非合理かつ機能不全に陥ることがある。「社 会的ジレンマ」がまさにその現象といえる。個々人 が合理的に行動すればするほど、社会全体が非合理

^{15 「}災害イマジネーション」は発災時、自分の周辺で起こる災害状況を具体的にイメージできる能力である(目黒・村尾 2016:17)。

的になっていくのである。今回の状況下では、5つ の視点に登場するすべてのアクターが合理的に行動 すればするほど、非合理的になっていくことを示し ている。そのトリガーとなるのが巨大地震の発生で ある。「社会的ジレンマ」が発生する要件として、 ①すべてのアクターが自身の利益を追求すること、 ②その環境において、アクター同士を規制するルー ル (法律等) がないこと、③アクターの行為が集積 されること、があげられる(原田 2021:145)。そ して、あらゆるアクターの行為が集積された環境に おいて「集合財」の悪化が促進され、ジレンマが発 生するのである。「社会的ジレンマ」は「共有地の 悲劇」と関連性が高い。「共有地の悲劇」は様々な アクターが共有できる場所を持ち、利己的(合理的) な行動をすることで問題(資源の枯渇等)が発生す る。

「社会的ジレンマ」の発生要件は登場するアクター が共有地を持つということである。本稿の設定では、 大型花火大会開催場所がこれにあたる。普段交じり 合うことが少ない5つの視点で登場したアクターが 共有地を持ち、そこに集まることでジレンマが発生 するのである。巨大地震発生と同時に、すべてのア クターは自身の生命を守るため、共有地において合 理的行動(避難行動)を取る。そして、最も「社会 的ジレンマ」が発生する可能性が高いのは、共有地 となっているB地点である。B地点では、アクター の行動によって想定されていない結果を生み出す可 能性がある。ジレンマの規模が未知数であり、事前 準備・対応が難しい。この状況下において、自治体・ 自治体職員は住民・来訪者を守るために何をすべき なのか。このことについて、考究する必要性が今後 生まれるのではなかろうか。

参考文献

<日本語文献>

- 尾島俊雄(1997)「災害情報活用と市民」『市民のための災害情報』、pp.53-83
- 片山泰輔(2022)「自治体による文化イベントの意 義と展望-民主主義の基盤確立に向けて-」『都 市とガバナンス』第38号, pp.54-61
- 菊地聡(2018)「災害における認知バイアスをどう とらえるか-認知心理学の知見を防災減災に応

- 用する-」『日本地すべり学会誌』55巻,6号,pp.286-292
- 立谷秀清(2017)『東日本大震災震災市長の手記』 近代消防社
- 多田憲一郎(2022)「地域発展戦略としての地域イベントの意義 地域イベントの長期的効果 」『都市とガバナンス』第38号, pp.48-53
- 田中重好(2019)「津波の避難行動から」『災害と支援-成熟した市民社会に向けて-』, pp.30-72
- ナオミ·ザック (2020) 『災害の倫理:災害時の自助· 共助・公助を考える』勁草書房
- 中川豪(2023)「地域イベント開催の意義について - 消費行動と自治体の役割-」『都市とガバナン ス第』39号, pp.84-91
- 中邨章(2020)『自治体の危機管理-公助から自助への導き方-』ぎょうせい
- 中邨章・幸田雅治(2006)『危機発生後の72時間 いかに素早くかつ的確に対応するか 』第一法規原田利恵(2021)「環境をめぐる社会学」『よくわかる社会学(第3版)』, pp.142-145
- ハンナ・アレント (1994)『人間の条件』 筑摩書房 平田オリザ (2020)「文化によるまちづくりの可能 性-大阪の文化政策への疑問-」『基礎自治体の 文化政策』, pp.68-88
- 藤野一夫(2020)「日本の文化政策の変遷と自治体 の役割」『基礎自治体の文化政策』, pp.30-67
- 三谷晋 (2009) 「住民参加」 『よくわかる地方自治法』, pp.36-37
- 目黒公郎・村尾 修 (2016)『地域と都市の防災』放 送大学教育振興会
- 矢守克也 (2009) 「再論 正常化の偏見 」 『実験社 会心理学研究第』 48 巻, 2 号, pp.137-149

<外国語文献>

Perri 6. (2002). Towards Holistic Governance: The New Reform Agenda (2nd ed). Palgrave.

<ウェブサイト>

一般財団法人地方自治研究機構. "観光振興に関する条例". 都道府県の条例. 2024-7-10. http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/070_tourism_promotion.htm, (参照 2024-7-17)

- 一般財団法人地方自治研究機構. "防災対策に関する条例". 都道府県の条例. 2024-7-8. http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/073_disaster_prevention_measures.htm, (参照 2024-7-17)
- e-Gov. "観光立国推進基本法(平成十八年法律第百十七号)". 第四節 観光旅行の促進のための環境の整備. 2016-8-. https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418AC1000000117, (参照 2024-7-17)